

問 売上高等の減少要件について、新型コロナウイルス感染症が発生してから1年以上経過した後も、前年同期比で判断してよいか。

答 セーフティネット保証4号及び危機関連保証の認定における売上高等の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較することとしており、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高等は比較対象に入らず、原則として前々年の同期と比較することとなる。

しかしながら、同感染症の影響が長期化しており、同感染症の影響を受けた時期は事業者によって異なることから、前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、前年同期と比較することとする。

この取扱いは、セーフティネット保証4号、危機関連保証だけではなく、セーフティネット保証5号においても同様とする。ただし、最近3か月間の売上高等と比較する場合は、同感染症の影響を受けた時期によらず前年同期と比較することとする。

なお、各認定において、最近1か月の後2か月を含む3か月の前年同期のいずれかの月が同感染症の影響を受けた後の期間に含まれる場合、当該月に代えて同感染症の影響を受ける直前同期の月を比較対象とする。

《比較可否の例は以下のとおり。》

(1) 「最近1か月」が令和2年12月の場合

① 感染症の影響を受けたのが令和2年2月の場合

(比較対象年・月)				(直近月)				比較可否	理由			
平成31年/令和元年				令和2年								
12	1	2		12	1	2	5	12	1	2		
				■	■	★		■	■	■	×	コロナの影響を受けた令和2年2月は比較対象とすることはできない。
	■	■		■		★		■	■	■	×	コロナの影響を受ける直前同期よりも前の期と比較している。
		■		■	■	★		■	■	■	○	コロナの影響を受けた後の令和2年2月に替え平成31年2月を比較対象とする。
	■			■		★		■	■	■	×	恣意的に比較対象月を替えることは不可。

②感染症の影響を受けたのが令和2年5月の場合

(比較対象年・月)										(直近月)			比較可否	理由
平成31年/令和元年				令和2年				令和3年						
12	1	2		12	1	2		5		12	1	2		
				★				★					○	前年同期より後にコロナの影響を受けた場合は、前年同期比較。
				★				★					×	コロナの影響を受ける直前同期よりも前の期と比較している。
				★				★					×	同上
				★				★					×	同上

(2)「最近1か月」が令和3年4月の場合

①感染症の影響を受けたのが令和2年4月の場合

(比較対象年・月)									(直近月)			比較可否	理由
平成31年/令和元年			令和2年			令和3年							
4	5	6	4	5	6		9		4	5	6		
★			★									○	前年同期以前にコロナの影響を受けた場合は、前々年同期比較。
★			★									×	コロナの影響を受けた後の時期を比較対象にはできない。
★			★									×	同上
★			★									×	同上

②感染症の影響を受けたのが下図★印の月の場合

(比較対象年・月)									(直近月)			比較可否	理由
平成31年/令和元年			令和2年				令和3年						
4	5	6	4	5	6		9		4	5	6		
			★					★				○	前年同期より後にコロナの影響を植えた場合は、前年同期比較。
			★	★								○	コロナの影響を受けた後の令和2年5、6月に替え令和元年5、6月を比較対象とする。
			★	★								×	コロナの影響を受けた後の時期を比較対象にはできない。
			★		★							○	コロナの影響を受けた後の令和2年6月に替え令和元年6月を比較対象とする。